

2町田市立南第三小学校PTA規約

- 第1条 この会は、町田市立南第三小学校PTAと呼び、事務所を町田市立南第三小学校に置く。
- 第2条 この会は、保護者と教師が協力して、学校、家庭、及び社会における児童の正しく健やかな成長に資することを目的とする。
- 第3条 この会は、町田市立南第三小学校に在学する児童の保護者及び教職員を以て構成する。
- 第4条 この会の目的を達成するために次の委員会、役職、会計監査を置き、それぞれの活動任務を次の通りとする。

① 運営委員会

この会の運営を円滑にするために運営委員会を置く。運営委員会は、保護者代表と教師代表で構成される。保護者代表は、別途細則に基づき選出され、互選により会長、副会長、書記、会計、地区委員、校内委員会代表、文化委員会代表、広報委員会代表、校外委員会代表の役割を分担し、兼任はしない。活動内容の見直し等により運営委員の人数に変更が生じた場合には、その都度運営委員会で承認を得て、下記の役割の人数は変更ができるものとする。

会長(1名)	会を代表し会務を統括する。
副会長(2名・副校長)	会長を補佐し、PTA活動運営の充実を図る。
書記(2名)	庶務全般を処理する。
会計(2名・教師1名)	会計を処理する。
校内委員会代表(2名・教師1名)	校内委員会での活動を円滑に推進する。
文化委員会代表(2名・教師1名)	文化委員会での活動を円滑に推進する。
広報委員会代表(2名・教師1名)	広報委員会での活動を円滑に推進する。
校外委員会代表(2名・教師1名)	校外委員会での活動を円滑に推進する。
地区委員(2名・副校長)	この会を代表して南第三地区委員会に赴き、その活動を円滑に推進する。

② 本部会

運営委員会および総会などの運営を円滑に行うため本部会を置く。本部会は、会長、副会長、書記、会計で構成され、主として運営委員会の議案、次年度に向けての対応、総会準備などについて検討する。

③ 専門委員会

校内委員会(クラス委員数名)	校内における児童の健全育成活動を企画実施する。
文化委員会(クラス委員数名)	懇親・学びを目的とした会員への研修・教養・スポーツ活動を企画実施する。
広報委員会(クラス委員数名)	会員への広報活動を企画実施する。
校外委員会	各支部長や地域と協力し、校外における児童の安全に関わる活動を企画実施する。

④ クラス委員

クラスの代表として、学年・クラスのまとめ役を務める。
学校行事の補助として活動をする。

⑤ 会計監査(2名)

年1回以上この会の会計全般を監査し、総会に報告する。

第5条 この会は運営委員会によって運営されるが、各運営委員とクラス委員は互いに扶助しあい、クラス委員は校内・文化・広報各委員会のいずれかに所属する。

第6条 運営委員の任期は1年とし、毎年定期総会により始まり翌年の定期総会に終わる。(再任を妨げない)欠員補充は前任者の残任期間とする。

第7条 定期総会は毎年4月～5月に開催する。会長の必要と認められた時、及び会員の3分の2以上の申し出がある時、臨時総会を開くことができる。

第8条 総会は全会員により構成され、3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席会員の過半数の同意を得て議決する最高の決議機関である。

第9条 会費は1世帯年間2000円とする。ただし転入生は、転入してきた月から翌年3月までの月数(1ヶ月167円※月単位で割り切れない為、小数点以下四捨五入)で徴収する。転出の場合は、返金しないものとする。

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第11条 定期総会において会計監査を2名選出する。

第12条 学校長は全ての会議に出席し、意見を述べる事ができる。

第13条 この会の活動については、その都度運営委員会において協議する。

第14条 この会の規約条文は、総会の決議を以て改廃する。また、この会の運営に際して必要な細則は、この会の規約条文に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第15条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

細則

第1条 弔慰金は一万円とし、会員及び児童の不幸の際に支給する。
また、お見舞金は五千円とし、PTA活動、学校行事に参加しての事故等により入院した際支給する。尚、災害、その他必要事項が発生した時は、その都度運営委員会で考慮する。

第2条 支部では、互選により支部長(1名)、班長(各1名)を置く。

第3条 運営委員会構成員の保護者代表は、前年度中に1年生～5年生の候補者が集まり、互選により決定する。なお、役員(保護者の運営委員会構成員とクラス委員)の候補の免除については、以下のように定める。本人が希望すれば、以下の内容に縛られることなく立候補することができる。

役員名		免除規定
会長		左記役員を務めた者は、子供の数に関わらず、任命年度翌年から無期限に役員の候補とならない。
副会長		
書記		
会計		
専門委員会 委員長 副委員長	校内	左記役員を務めた者は、子供の数に関わらず、任命年度翌年から5年間は役員の候補とならない。
	文化	
	広報	
	校外	
地区委員		左記役員を務めた者は、左記役員を引き受けた学年において3年間は役員の候補とならない。ただし、6年次に引き受けた場合は、在籍するすぐ下の子供の学年において免除期間を引き継ぐことができる。また、支部長を引き受けた年度に限り、役員の候補とならない。なお、同じ学年に子供が複数在籍する場合は、子供一人につき1回候補対象となる。
クラス委員		

付則

町田市立南第三小学校PTA規約は、昭和33年5月24日より施行する。

- 昭和61年 1月24日 改正
※臨時総会により規約が大幅に改正され、ほぼ現在の形となり、昭和62年定期総会より施行される。
- 平成 元年 5月13日 一部改正
- 平成 4年 5月 一部改正
- 平成10年 5月15日 細則第1条一部改正
- 平成11年 5月14日 第4条①一部改正
- 平成14年 5月 7日 第4条①一部改正
- 平成15年 5月 6日 第4条①一部改正
細則第2条一部削除
- 平成16年 5月11日 第4条①一部改正
- 平成17年 5月12日 第4条①一部改正
- 平成19年 5月17日 第4条・第5条一部改正
- 平成20年 5月15日 第4条・第5条一部改正
- 平成22年 2月19日 第4条①一部改正、②追加、③④一部改正、⑤追加、第5条一部改正、細則第3条追記
※運営委員会構成員の保護者代表選出方法改正、役員免除規定新設
- 平成24年 5月24日 細則第3条一部改正
- 平成26年 5月16日 第9条一部改正
- 平成27年 5月12日 第4条①一部改正
- 平成28年 5月13日 第4条①一部改正、④一部改正
- 令和 元年 5月14日 第4条①一部改正、第15条追記
※個人情報取扱いに関する規定新設
- 令和2年 5月12日 第4条①一部改正、細則第3条一部改正
- 令和5年 5月 2日 第4条①一部改正
- 令和6年 4月16日 第4条①、④一部改正、第7条一部改正
- 令和7年 3月17日 細則第3条一部改正